

申請の手引き（新規創業者用）

1 対象者

この手引きが適用される事業者は、法人の場合は設立日が、個人事業主の場合は開業日が、令和元年12月2日～令和2年11月16日までの事業者となります。

(1) 飲食店（食堂、レストラン、居酒屋、焼肉店、バー など）

・次のア.とイ.の両方に該当する事業者が対象です。

ア.通常営業で夜9時以降も営業していること イ.酒類を提供していること
※宿泊業と持ち帰り・配達飲食サービス業は除きます。ただし、カラオケボックス業については、食品衛生許可証の交付を受けている事業者に限り、飲食店に含めます。

(2) 運転代行業

・令和2年度タクシー・ハイヤー事業維持対策支援金の交付を受けない事業者が対象です。

2 給付金額

(1) 1事業者あたり 20万円

(2) 県内で複数店舗を経営する事業者 30万円

※単独店舗の事業者でも、従業員を6人以上雇用している場合は、30万円です。

3 申請期間

令和2年12月21日（月）～令和3年2月26日（金）必着

4 対象要件

- (1) 山形県内に本社や本店がある中小企業・小規模事業者や個人事業主であること
- (2) 「令和2年10月、11月、12月のいずれかの売上げ」が、「対象月の売上げ」に比べて、30%以上減少していること（※「対象月の売上げ」は、5申請書類及び添付書類で定める金額です。）
- (3) 業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」に沿って、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施していること
- (4) 給付金の受給後も事業を継続すること
- (5) 給付金交付要綱第2条第1項第9号に定める暴力団等に該当しないこと

5 申請書類及び添付書類

「令和2年度山形県飲食業等緊急支援給付金申請書兼実績報告書（新規創業者用）」は、以下の書類を添付のうえ、記入例を参考に記入してください。

※飲食店は以下の(1)～(5)の全ての書類が必要で、運転代行業は(1)及び(3)～(5)の書類が必要となります。申請金額が30万円の場合は、加えて(6)の書類が必要となります。

※「申請書兼実績報告書」は、山形県ホームページからダウンロードのうえ、記入してください。

ダウンロードや印刷が難しい場合は、近くの総合支庁や市町村、最寄りの商工会・商工会議所でも様式をお配りしております。

(1) 食品衛生許可証（飲食店）の写し又は認定証（運転代行業）の写し

※申請書の「2事業者概要」の「主たる店舗の名称（屋号）」と「主たる店舗の所在地」は、こちらの書類から転記してください。

① 飲食店：食品衛生許可証の写し（県内に店舗が複数ある場合は、2店舗分）

- ・県内の保健所が交付した食品衛生許可証を添付してください。
- ※有効期限が切れてないことを確認してください。

② 運転代行業：認定証の写し

- ・山形県公安委員会が交付した認定証の写しを添付してください。

(2) 飲食店にあつては、通常営業で夜9時以降も営業していること、酒類の提供を行っていることが分かる書類(次の両方を添付してください。県内に店舗が複数ある場合は、2店舗分必要です。)

① 通常営業で夜9時以降も営業していることが分かる書類

- (例) 店舗看板の写真、ホームページを印刷したもの、店舗の名刺 など
- ※必ず店舗名と営業時間の両方が分かるものを添付してください。

② 酒類の提供を行っていることが分かる書類

- (例) メニュー表の写しや写真、ホームページを印刷したもの など
- ※運転代行業を営む事業者は両方とも添付不要です。

(3) 法人は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主は開業届出書（税務署受付印があるもの）の写し

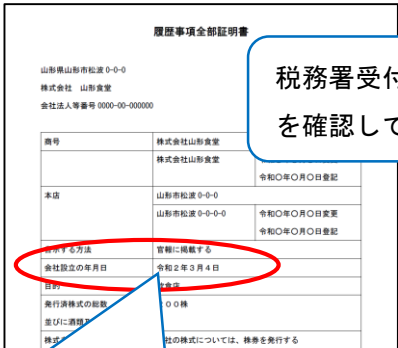
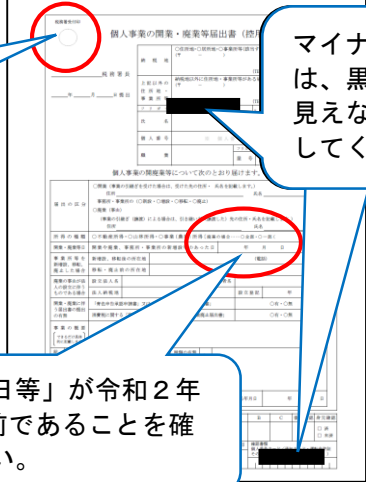
※申請事業者の業種は、原則として、当該書類によって判断します。

① 法人の場合

- ・履歴事項全部証明書の写し
- ※会社設立の年月日が、令和元年12月2日～令和2年11月16日までのものに限りませう。

② 個人事業主の場合

- ・開業届出書（税務署受付印があるもの）の写し
- ※開業日が、令和元年12月2日～令和2年11月16日までのものに限りませう。

・履歴事項全部証明書	・開業届出書
 <p>税務署受付印があることを確認してください。</p> <p>設立日が、令和元年12月2日～令和2年11月16日までの年月日であることを確認してください。</p>	 <p>マイナンバーは、黒塗りして見えないようにしてください。</p> <p>「開業・廃業日等」が令和2年11月16日以前であることを確認してください。</p>

(4) 対象月及び令和2年10月、11月又は12月の売上げが分かる書類

① 創業日が令和元年12月2日～令和2年11月1日までの場合(次の両方を添付してください。)

- ア.対象月（令和2年1月～令和2年11月までのいずれかの月で、その月以降の令和2年10月、11月又は12月の売上げと比較して30%以上多かった月）の売上げが分かる売上台帳、月次残高試算表 など
- イ.令和2年10月、11月又は12月のうち、売上げがア.に定める対象月と比較し30%以上減少した月の売上げが分かる売上台帳、月次残高試算表 など

- ※「創業日」とは、法人の場合は設立日、個人事業主の場合は開業日を指します。
- ※必ず、空スペースに署名・押印してください。

・売上台帳

・月次残高試算表

対象月及び令和2年10月、11月又は12月のものであることが明記されていることを確認してください。

必ず、空きスペースに、署名・押印してください。

・売上げの比較（例）

A. 令和2年1月～令和2年11月までの売上げ (単位：万円)

	R2.1	R2.2	R2.3	R2.4	R2.5	R2.6	R2.7	R2.8	R2.9	R2.10	R2.11
売上げ	150	150	100	120	40	50	60	70	80	90	50

Aのいずれかの月と、Bのいずれかの月の売上げを比較してください。

B. 令和2年10月、11月又は12月の売上げ (単位：万円)

	R2.10	R2.11	R2.12
売上げ	90	50	20

令和2年1月～令和2年11月までのいずれかの月と、令和2年10月、11月又は12月の売上げを比較し、30%以上減少していることを確認してください。

例えば、上記の場合、令和2年11月の売上げが、令和2年3月の売上げと比較し、30%以上減少しているため、給付金の要件を満たします。そのため、売上げが分かる書類として、令和2年3月と11月の両方の売上台帳、月次残高試算表等を添付してください。

この他、以下のとおり売上げを比較することも可能です。

- (比較例1) 令和2年1月の売上げ（150万円）と、令和2年10月の売上げ（90万円）
→ 減少率：40%
- (比較例2) 令和2年2月の売上げ（150万円）と、令和2年11月の売上げ（50万円）
→ 減少率：76%
- (比較例3) 令和2年10月の売上げ（90万円）と、令和2年12月の売上げ（20万円）
→ 減少率：77%

②創業日が令和2年11月2日～11月16日までの場合(次の両方を添付してください。)

- ア. 令和2年11月の日ごとの売上げが分かる売上台帳 など
- イ. 令和2年12月の売上げが分かる売上台帳、月次残高試算表 など

※必ず、空きスペースに署名・押印してください。

・売上げの比較（例）

A. 令和2年11月の売上げ (単位：万円)

日付	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
売上げ	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4
日付	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
売上げ	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6	3	3	3	3	

Aのいずれかが連続した15日の売上げを2倍した金額と、Bの売上げを比較してください。上記の場合、赤枠の金額の合計は75万円となり、2倍した金額は「150万円」となります。Bの12月の売上げ50万円は、150万円と比較して30%以上減少しているため、要件を満たします。

B. 令和2年12月の売上げ 50万円

ア. 令和2年11月の日ごとの売上げが分かる売上台帳



令和2年11月のものであることが明記されていることを確認してください。

11月2日～30日までの、全ての日の売上げが記載されていることを確認してください。

必ず、空きスペースに、署名・押印してください。

イ. 令和2年12月の売上げが分かる売上台帳、月次残高試算表 など

※必ず、空きスペースに署名・押印したものを添付してください。

(5) 振込先口座が分かる通帳の写し（申請事業者名義のものに限る。）

・給付金振込先の通帳の「金融機関名」、「支店名」、「口座の種類」、「口座番号」、「口座名義（カタカナ）」が記載されたページの写し

(6) 申請金額が30万円の場合に必要な書類

① 県内に店舗が複数ある事業者

・主たる店舗分を含む2店舗分の次の書類

ア. 食品衛生許可証の写し

イ. 通常営業で夜9時以降も営業していること、酒類の提供を行っていることが分かる書類

② 従業員を6人以上雇用している事業者

・売上げが30%以上減少した月の末日時点で、従業員を6人以上雇用していることを証する書類

(例) 雇用保険の適用事業所台帳ヘッダー2（ハローワーク発行）の写し、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（年金機構発行）の写し、雇用契約書の写し、雇用条件等通知書の写し、源泉徴収票の写し、賃金台帳の写し、出勤簿の写し など

※従業員には、会社役員、個人事業主本人又は親族従業員、2カ月以内の短期雇用又は日雇い雇用の従業員は含みません。

6 申請方法

新型コロナ感染拡大防止の観点から、以下の郵送先への郵送でのみ受け付けます。

地域	郵便番号	住所	課名	電話番号
村山地域	990-2492	山形市鉄砲町2-19-68	村山総合支庁 地域産業経済課	023-621-8442
最上地域	996-0002	新庄市金沢字大道上2034	最上総合支庁 地域産業経済課	0233-29-1306
置賜地域	992-0012	米沢市金池7-1-50	置賜総合支庁 地域産業経済課	0238-26-6045
庄内地域	997-1392	三川町大字横山字袖東19-1	庄内総合支庁 地域産業経済課	0235-66-5484

※郵送の際は、封筒に「給付金申請書在中」と朱書きしてください。

7 問合せ先（山形県飲食業等緊急支援給付金コールセンター）

電話番号：フリーダイヤル 0120-120-472

受付期間：令和3年1月4日（月）～（土日祝日を含む）

受付時間：午前8時30分～午後5時30分まで